

令和 8 年 7 月 30 日

入札参加者 各位

滋賀県商工労働部産業立地課

業務説明書内容についての質問に対する回答について

令和 8 年度 第 B－3 号 産業用地開発環境影響評価業務委託（大津地区）の業務説明書に対し、令和 8 年 7 月 23 日に質問のありました事項について、下記のとおり回答します。

記

質 問 事 項	回 答
業務説明書P.3 に記載の「提出者に求められる実績等」及びP.5 に記載の「配置予定技術者に求められる実績等」について、同種業務として記載のある「配慮書および方法書の作成に該当するもの」とは、「配慮書」と「方法書」の両方の実績がある場合に同種業務として認められるということなのか、「配慮書」か「方法書」いずれかの実績があれば同種業務として認められるのか、いずれでしょうか。 また前者の場合には、「配慮書」と「方法書」はそれぞれ異なる実績によるものでも構わないでしょうか。	「配慮書」と「方法書」の両方の実績がある場合に同種業務として評価します。 また、本業務においては、同一事業で、配慮書と方法書を作成した場合に、同種業務として評価します。

以上